



## ○長野県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のため  
の居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人ぽけっと	飯田市吾妻町50番地	社会福祉法人ぽけっと	飯田市吾妻町50番地	平成15年2月1日
訪問入浴 介護	社会福祉法人ぽけっと	飯田市吾妻町50番地	社会福祉法人ぽけっと	飯田市吾妻町50番地	平成15年2月1日
訪問看護	医療法人心泉会	松本市深志1丁目2番5号	ローズガーデン訪問看護ステーション	松本市大字中山7494番地8	平成15年2月1日
通所介護	社会福祉法人ジェイエー長野会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	あさぎりの郷デイサービスセンター	下伊那郡高森町吉田481番地1	平成15年2月1日

	富士ライフケアネット株式会社 社 有限会社アットイーズ 医療法人(社団)健和会	東京都品川区大崎1丁目11番2号 埴科郡戸倉町大字磯部612番地9 飯田市内中平1936番地	富士ライフ筑摩あんしん館 宅老所あっといーず上田 健和会デイサービスセンター	松本市筑摩4丁目3番6号 上田市常磐城6丁目1番20号 飯田市内西西581番地	” ” ”
通所リハビリテーション	飯田市	飯田市大久保町2534番地	飯田市内郷介護老人保健施設	飯田市内郷黒田341番地	平成15年1月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人ジェイエー長野 会	長野市大字南長野北石堂町1177番地3	特別養護老人ホームあさぎりの郷	下伊那郡高森町吉田481番地1	平成15年2月1日
短期入所療養介護	飯田市	飯田市大久保町2534番地	飯田市内郷介護老人保健施設	飯田市内郷黒田341番地	平成15年1月1日

2 居宅介護支援事業者

名	称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人望月悠玄福祉会		北佐久郡望月町大字望月1730番地1	望月悠玄福祉会指定居宅介護支援事業所	北佐久郡望月町大字望月326番地4	平成15年2月1日
医療法人城西医療財団		松本市城西1丁目5番16号	しろうま	北安曇郡白馬村大字神城字天神原22844番地	平成15年1月1日
社団法人長野県針灸師会		長野市鶴賀田町2123番地	愛健センター	松本市深志3丁目9番20号	平成15年2月1日

厚生課

○長野県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から主たる事務所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
福祉用具貸与	エフビー介護サービス株式会社	佐久市大字長土呂862番地2	エフビー介護サービス上田営業所	上田市常田2丁目18番22号	エフビー介護サービス株式会社 佐久市大字長土呂862番地2	エフビー介護サービス株式会社 佐久市大字猿久保799番地6	平成14年10月1日

厚生課

○長野県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年2月20日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護	特定非営利活動法人飯伊福祉ネットワークぽけっと	飯田市吾妻町50番地	特定非営利活動法人飯伊福祉ネットワークぽけっと	飯田市吾妻町50番地	平成14年7月31日

厚生課

## ○長野県告示第85号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 保安林の所在場所

中野市大字間山字道光499、500、504から506まで、510、511、512のロ、1924から1928まで、1929の2、1930、1932から1940まで、1941の1、1941の3、1942から1962まで、字入畑532、532の2、534、539のロ、540、東筑摩郡四賀村大字金山町字与助谷219から225まで、字入高松226から229まで、271の1から271の3まで、271の6、271の12から271の14まで、271の21、271の24、271の25、271のイの2から271のイの5まで、271のイの7から271のイの11まで、271のイの15から271のイの20まで、271のイの22、271のイの23、271のロ、271のハ、271のニ、271のホ、271のヘ、271のチ、271のル、字ふけ230、字棒杭原231から233まで、字入西平234、235の1、235のロ、236、字前西平237から239まで、字荏畑240から244まで、字丸山沢272の1、272の3、272の4、272の7から272の12まで、272の14、272の15、272の23、272のイの1から272のイの3まで、272のイの5から272のイの7まで、272のイの12、272のイの13、272のイの16から272のイの22まで、272のイの24、272のイの25、272のロ、272のニ、272のホ、272のヘ、272のト、272のリ、272のヌ、272のル、272のヲ、272のカ、272のヨ、272のタ、272のレ、272のソ、272のツ、272のナ、272のム、272のウ、272のキ、272のノ、272のオ、272のマ、272のフ、272のコ、272のエ、大字殿野入字与助谷797から813まで、字入高松814から816まで、字ふけ817から819まで、820の1、820の2、字棒杭原821、822、841から843まで、字入西平823から831まで、字前西平832から836まで、字西平837から840まで、字荏畑844から854まで

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

北安曇郡八坂村字鳥中渡3228、3231、3233の口、字滝下3269、3270の1、3271の1、3278の1、3279の1、字大滝3274の1、3275、3275の2、3276のイ、3277、字かるふじ4008の1、4008の5、4009の3、4010の1、4041、4042、字瀬ノ入4011、4012、4014の1、4015

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに中野市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第86号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

保安林指定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成15年2月10日付け農林水産省告示第130号(保安林の指定をする件)のとおりで

あること。

保安林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
上水内郡信州新町大字越道字大林日影 2681、2683のイ	鎌田重利

森林保全課

○長野県告示第87号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年5月27日から平成14年10月1日まで
- 3 作業地域 木曾郡木曾福島町、埴科郡戸倉町、上水内郡信州新町、下水内郡栄村

監理課

○長野県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

松本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画公園事業 4・4・7号 若穂中央公園

## 3 事業施行期間

平成15年2月20日から

平成22年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

長野市若穂川田字八反町、字堤西及び字大道西地内

## (2) 使用の部分

なし

都市計画課

## ○長野県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をいたしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

長野市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画公園事業 4・4・5号 篠ノ井中央公園

## 3 事業施行期間

平成15年2月20日から

平成24年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

長野市篠ノ井会字土井沢、字楮原及び字上東原地内



(2) 使用の部分

なし

都市計画課

○長野県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 県道茅野停車場八子ヶ峰公園線
- 2 供用を開始する区間  
茅野市塚原一丁目3448番の19地先から  
茅野市塚原一丁目3515番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年2月23日

道路維持課

## ○長野県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 豊科インター堀金線
- 2 供用を開始する区間  
南安曇郡堀金村大字烏川3299番の15地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川3224番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年2月20日

道路維持課

## ○長野県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 路線名 長野信濃線  
 (2) 供用を開始する区間  
 長野市浅川福岡1015番の6地先から  
 長野市坂中1201番の4地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成15年2月20日
- 2 (1) 路線名 長野信濃線  
 (2) 供用を開始する区間  
 長野市坂中1181番の2地先から  
 長野市坂中1433番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成15年2月20日

道路維持課
-------

## ○長野県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 茅野停車場八子ヶ峰公園線  
 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市塚原一丁目3448番の19地先から		旧	m	km
茅野市塚原一丁目3515番の3地先まで			4.5~10.0	0.2478
同	上	新	4.5~10.0	0.2478
			10.0~14.2	0.2144

## 道路維持課

## ○長野県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御岳王滝黒沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡三岳村7663番の7地先から 木曾郡三岳村7369番の1地先まで	旧	9.2~18.5 <sup>m</sup>	0.1880 <sup>km</sup>
		9.0~18.5	0.1975
同 上	新	9.2~18.5	0.1880

道路維持課

## ○長野県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 惣社岡田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市浅間温泉2丁目126番の5地先から 松本市大字原69番の5地先まで	旧	m 4.0~18.0	km 0.6039
同 上	新	6.0~56.0	3.3858

道路維持課

## ○長野県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月7日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊科インター堀金線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
南安曇郡堀金村大字烏川3299番の15地先から 南安曇郡堀金村大字烏川3224番の1地先まで	旧	6.5~10.0	0.1420
同 上	新	6.5~10.0	0.1420
		6.5~11.5	0.1525

道路維持課